

2020年10月8日

大津市長

佐藤 健司 様

日本共産党大津市会議員団

幹事長 杉浦 智子

2021年度大津市予算編成にあたっての重点政策要望

コロナ危機をのりこえ、

憲法の理念を生かし、市民に寄り添う大津市政をめざして

はじめに

今年に入り新型コロナウイルス感染症が世界的規模で拡大した。昨年 10 月の消費税増税後、地域の経済が冷え込んでいる中で、命の危機とともに、観光・交通業界を皮切りに雇用や営業の機会が急激に縮小・喪失することによる生活の危機が深刻化し、海外生産に依存していた食品だけでなく、防疫に必要なマスクや消毒液の不足など、文字通り「コロナショック」と言われる事態に陥った。とりわけ保健所、医療・福祉施設への影響は過酷であり、従事者の献身的な働きによりかろうじてその機能が維持された。そしてこのコロナ禍は、現在進行形であり収束の目途はついていない。

新型コロナウイルス感染症は、各国の防疫、医療体制だけでなく、経済活動抑制に伴う補償の考え方や水準、政策判断のあり方、見識および政治理念の違いを際立たせた。そして社会保障をはじめ公的サービスを切り捨て、あらゆる規制を取り払い、すべてを市場原理に委ね資本の目先の利潤を最大化していく新自由主義が社会全体を脆く弱いものにしてしまったことを世界に知らしめた。

この危機に対し、日本政府の対応はあまりにも緊張感を欠いたものと言わざるを得ない。感染拡大当初から欧州各国で開始されていた感染抑制とセットの手厚い補償や中小企業・雇用支援、文化支援策から学ぶことなく、補償なき「自粛」と「休業要請」を国民に強要した。さらに関係機関との事前調整なしの全国一律休校や PCR 検査の抑制、「Go To キャンペーン」の前倒しなどで混乱を招いただけでなく、布マスクの発注や中小企業向け給付金事業の特定企業・団体と政治家との癒着が明らかになった。

何よりも感染拡大を防ぎ、国民の命と暮らしを守る要となる検査・医療体制の整備・補強が、依然として感染実態に追いついていないことは看過できない。また、中小企業向けの各種給付金や雇用調整助成金、緊急融資も、支援が届かない、金額が少なすぎ、中小企業や個人事業主、文化芸術団体などが破産や廃業の危機にさらされているにもかかわらず、米国製武器の購入や完成の目途のない米軍の新基地建設を続け、敵基地攻撃能力の保有まで進めようとしていることは許しがたい。

大津市でも、自公政権と歩調を合わせた新自由主義的市政運営が問い直されている。看護師不足や赤字経営などの課題を抱えたまま地方独立行政法人化した大津市民病院は、感染症病床を持つ公的病院として最前線で大きな役割を果たし、機能を最大限発揮するための支援の重要性が明らかとなった。また、クラスター発生による本庁舎閉鎖の際には、統廃合計画を一旦ストップした各学区の支所が役割を発揮し、大津市独自の市政運営の定着と出先機関の窓口業務の重要性をあらためて認識させることとなった。また大津市保健所は、感染症対策の最前線を担っているが、人員整理が続けられ保健師は激減、体制が脆弱となっていたために過酷な労働状況となった。新型コロナへの対応はもちろんのこと、世界的な感染症の多発という新しい状況下での保健所体制の抜本的強化は急務である。

公衆衛生や医療・福祉をはじめとする「公共」の大切さ、役割が国際的にも再認識され、新しい政治・経済・社会のあり方の模索が始まっている。本市においても、もっぱら自己責任を求める「新しい生活様式」ではなく、行き過ぎた行財政改革を根本的に見直し、地域の公衆衛生・医療体制の整備とあわせて、市民の暮らしを支えるためのまちづくりを進め、経済政策もインバウンドや大規模イベントに頼るのではなく、地域の個性に合わせて、きめ細かに進めていく時にきている。

コロナ禍で、各地の自治体独自の取り組みが注目されている。いまこそ日本国憲法の理念を市政の基本に据え、「住民福祉の向上」を目指すことを最大の責務とする地方自治体・大津市に寄せられる市民の期待に応え、命と暮らしを守るために汗を流す市政を求め、2021 年度予算編成にあたっての政策要望を行うものである。なお新型コロナ感染症の拡大が続く状況下であることに鑑み、本年は重点項目にしぼり要望する。

2021年度大津市予算編成にあたっての重点政策要望

日本共産党大津市会議員団

はじめに.....	1
1. 命と暮らしを守るケア・社会保障に手厚い大津市を.....	3
(1)反貧困、人間らしい暮らしの保障を.....	3
(2)障がい者の権利保障を基本に施策の充実を.....	4
(3)地域で高齢者を支える介護の保障を.....	5
(4)命と健康を守る国民健康保険・後期高齢者医療の運営.....	5
(5)医療と福祉の連携で安心の体制を.....	6
2. 地力と活力ある地域経済の発展を.....	7
(1)中小企業支援に本腰を.....	7
(2)市民がいきいきと働けるように主体的取り組みを.....	7
(3)安全で美味しい農作物を大津市から.....	8
(4)公設地方卸売市場の整備あり方検討を.....	9
3. 一人ひとりの学びと育ちを保障する大津市を.....	9
(1)子どもの最善の利益を守り、成長を支える教育を.....	9
(2)教職員の労働環境改善へ取り組みの強化を.....	9
(3)教育権を保障する学校環境整備を.....	9
(4)経済的格差を持ち込ませない教育へ.....	10
(5)豊かな放課後を保障する児童クラブを.....	11
(6)就学前保育・教育の質と水準の向上を.....	11
(7)安心して子育てができる支援を.....	12
4. 地方自治の本旨を貫き、市民に信頼される市政運営を.....	12
(1)憲法の基本原則を政治、暮らしに生かす.....	12
(2)公的責任を果たす事業運営を.....	13
(3)働きがいのある公務職場を.....	13
(4)市民の命と財産を守る防災対策の強化を.....	14
5. 歴史・自然環境を生かし、文化の発展で魅力あるまちづくりを.....	15
(1)地球温暖化防止と安全なエネルギーの地産地消を.....	15
(2)自然にも暮らしにも優しいごみ行政の推進を.....	15
(3)豊かな自然を支える森林整備を.....	16
(4)安全・安心のまちづくりを.....	16
(5)豊かな市民生活を育む文化施策の充実を.....	17
6. 市民の声を生かし、誰もが自分らしく暮らせる共生社会を.....	18
(1)多様性を認め合う共生社会を.....	18
(2)どこに住んでも生き生きと暮らせる大津市を.....	18
(3)ICT導入は個人情報保護を最優先に.....	19
(4)主権者として市民の政治、まちづくりへの参加促進を.....	19

1. 命と暮らしを守るケア・社会保障に手厚い大津市を

(1)反貧困、人間らしい暮らしの保障を

1. 「貧困の連鎖」を拡大させる生活保護基準の引き下げはやめ、加算の拡充などを行うよう国に求めること。
2. 市民の権利として、誰もがためらわず「生活保護制度」の申請を行えるよう、また差別や偏見を解消していくためにも、制度を広く市民に理解されるよう様々な機会を捉え周知・啓発に努めること。
3. 生活保護受給にあたっては、市民の申請意思を尊重し、申請権を侵害することがないように、相談者の立場になり親身になって実態に応じた支給が実現するよう対応すること。
4. 生活保護のしおりは一定の改善が行われたが、生存権を守り、当事者の立場に立ったわかりやすいものとなるよう、引き続き改善していくこと。
5. 扶養義務者に対する調査権限が強化されているが、資産申告や同意書、預金残高照会の再提出などを強制せず、申請者の事情を丁寧に聞き取り、配慮ある対応を行うこと。
6. 職員 1 人当たりの標準ケースワーク件数は 80 世帯であるにもかかわらず、本市では 1 人で 100 件以上を担当している状況が続いている。自立支援に向けた丁寧な対応を保障するためには、1 人当たりの受け持ち件数を標準に近づけることが急務であり、早急にケースワーカーの増員を行うこと。
7. 困難に直面する市民に寄り添い人権を尊重したケースワークを行い、貧困に限らず DV や虐待などの複数の課題を抱える相談者に対応するために、ケースワーカーの資質向上を図る必要がある。専門性を磨き、丁寧な対応を行うための研修の充実とあわせて、ケース会議などグループワークを充実させること。
8. 冬季加算が減額となったが、傷病・障害・乳児のいる家庭等で常時在宅が必要な世帯に対しては、法令に基づき特定基準の適用を積極的に行うこと。また、今後も続くであろう猛暑に対応して、電気代を気にしてエアコンの使用をためらうようなことがないように、電気料金の負担軽減のための夏季加算を市として創設すること。
9. 生活が急に困窮した際に気軽に相談ができ、そのアセスメント（状況の整理と問題点の把握）や適切な支援機関につなぐことや自立支援に向けた継続してのフォローを円滑に行うために、ワンストップの総合相談窓口を設置すること。
10. 生活困窮者自立支援法に基づく一時生活支援であるシェルターは、委託先の民間団体任せとなり、市の主体的取り組みとなっていない。戸数の不足を補うためにも市として空いている市営住宅や空き家の活用など、庁内連携で安定的に利用できる公的シェルターを設置すること。また一時生活支援のための支援員養成を民間団体と協力して行うこと。
11. 2017 年度に行われた子どもの貧困の実態把握のための生活実態調査の結果分析に基づき実効ある数値目標を掲げた「子どもの貧困対策計画」を速やかに策定すること。
12. 住宅弱者に対する賃貸住宅入居費用の給付や相談体制の充実のために、必要な予算を堅持し、確保すること。
13. 「大津市居住支援協議会」を設立し、市が主体的に関わって社会的弱者に対する居住確保の対策を強めること。
14. 市営住宅の管理運営は、指定管理者制度から市の直接業務に戻し福祉部門との連携を強化すること。
15. 市営住宅入居の際の連帯保証人制度は廃止すること。

16. 市営住宅の老朽化対策を先延ばしせず、文化的・健康的な生活が確保されるよう、設備の改修、改善を早急に行うこと。
17. 大津市社会福祉協議会は、コロナ禍の下で困難を抱える多くの市民の相談・支援に大きな役割を果たした。体制強化のために必要な予算の増額を行うこと。
18. 市民相談は多岐にわたるため、課題解決に向けて市が主体となり、大津市社会福祉協議会をはじめ関係機関等との連携を緊密に図ること。
19. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、これまでに経験したことのない生活や仕事での不安などの課題を抱える人が増えており、自死を防ぐ対策の強化が必要である。安心して相談できる機会や場所を提供するなど専門機関と連携した取り組みを強めること。
20. 中核市の中でも高い火葬炉の使用料が今年度からさらに引き上げられた。市民福祉の観点から市民の利用について無料化すること。
21. 社会状況の変化に対応して、合葬式のお墓を整備する自治体は年々増えている。墓地を持たない市民や墓地の継承に不安を感じる市民も少なくなく、宗旨・宗派を問わず納骨できる合葬墓の整備が求められている。合葬墓整備のニーズ調査に取り組むこと。
22. 市民の命と健康を守るためにコンセッション方式も含め、水道事業の民営化は行わず、国の広域化推進に反対すること。
23. 消費税率の引き上げや社会保障の切り捨てに、コロナ禍が重なり市民生活はいつそう苦しくなっている。水道・ガス料金の値下げを検討すること。
24. 福祉部局と連携し、生活困窮世帯への水道・ガス料金減免制度を創設すること。

(2)障がい者の権利保障を基本に施策の充実を

コロナ禍で、障害者総合支援法下のサービスすべてにおいて、電話や在宅での支援が臨時的な取り扱いとして認められたが、もともと基礎疾患や難病、慢性疾患のある障がい者やその家族にとって、新型コロナウイルス感染症は特に深刻である。障がい者本人や障がい者施設・事業所への長期に及ぶコロナの影響を見据えた感染症対策を確立することが求められている。

1. 新型コロナウイルス感染者発生による障がい者施設の休業や閉所の補償を充実させること。
2. 障がい者の家族が新型コロナウイルスに感染した場合に、ケアを継続できるよう障がい者の居場所などの確保への支援方法を確立すること。
3. 新型コロナウイルス感染症によって、施設職員が休みを取るための代替者の確保に対する財政措置を行うこと。
4. 障がい者の生産活動への支援、工賃の補てんを行うこと。
5. 福祉現場の慢性的な人手不足の解消に向けたあらゆる支援を尽くすこと。
6. 不足している入所施設やグループホームの整備を早急に進めるとともに、利用者の障害の程度に応じた職員配置、重度者への補助の充実など、財政支援も含め施設・グループホームの管理運営に積極的に支援を行うこと。
7. 在宅で医療的ケアが必要な方が安心して過ごせるよう、医療的ケアが提供できる事業所を増やすための支援を行うこと。
8. 市は、2021年7月より障がい者に対する移動支援事業を見直すとしているが、今まで以上の負担やサービスの低下を招くことのないようにすること。
9. 精神障がい者施策の抜本的改善を図るためにも、相談体制を充実し、実態把握に努めること。安心して地域で生活ができるよう、通院や働く場の確保、見守りの体制など、生活支援施策の

充実を図ること。

10. 総合支援法の改正により難病患者も支援の対象となったが、制度が利用できない人たちも多く残されていることから、国に制度改善を求めるとともに、制度の谷間にいる人が支援を受けられるよう、実態調査を行い、大津市独自の支援策を検討すること。

(3)地域で高齢者を支える介護の保障を

1. 2021 年度からの第 8 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画が始まるが、高齢者の暮らしの状況からこれ以上の負担増が行われれば、「保険あって介護なし」の状況がさらに進む事態となる。負担の限界を超える介護保険料のさらなる引き上げは行わないこと。国に対して財政基盤の安定化のために国庫負担割合を 10%引き上げるよう求めること。
2. 必要な介護を安心して受けることができるよう、在宅サービスを制限している要介護認定制度は廃止し、現場の専門家の判断で介護を提供できる制度への抜本的な制度改善を、国に求めること。
3. 介護人材の不足は深刻であり、人手不足で利用者の受け入れを制限する施設や倒産する事業者も相次いでいる。介護職は重労働の割には賃金が低く、離職率も高いなど労働条件が非常に厳しい。国としても段階的に介護職員の処遇改善が図られてはきたが、未だ全産業平均より月額 10 万円以上低いとされている。介護職を生涯の仕事として志望できるよう抜本的な処遇改善に取り組むよう国に求めること。
4. 高齢者にとって限界を超えて重い負担となっている介護保険料は、一般財源を投入して引き下げること。また、県に対しても県基金の活用などを含め負担を増やすよう求めること。
5. 低所得者ほど所得に対する負担割合が重く、サービスの利用控えがある。低所得者への利用料減免制度を創設すること。
6. 高齢者が一人になっても安心して介護サービスを受けることができるように、高齢者の身近な相談相手、専門家としてケアマネージャーの育成を進め、介護報酬での評価や研修の保障を行うこと。
7. 国の介護報酬改定は問題を解決する内容とはなっておらず、事業所の倒産など利用者のサービス抑制や質の低下につながっている。介護報酬の抜本的な引き上げを国に求めること。
8. 深刻な介護施設の待機者の解消のためにも、施設整備に対する財政支援の拡充を国に対し強く求めること。
9. 特別養護老人ホーム、小規模・多機能施設、グループホーム等の整備について、用地確保をはじめとした支援も強化し、計画目標を確実に達成できるよう手立てを尽くすこと。
10. 地域包括支援センターが核となり、高齢者の孤独死・孤立死を防ぐために、関係機関の協力を得て日常的な訪問活動、情報提供や実態把握を行うこと。
11. 地域包括支援センターは、日常生活圏域の基本である小学校区単位での設置を目指すこと。整備にあたっては、民間任せにするのではなく、包括支援センターとしての役割や質が後退することのないように市が責任を持つこと。また、地域における医療・福祉・介護を切れ目なく提供する体制を強化するために、核となる地域包括支援センターの役割が発揮できるよう、人員を増やすなど機能強化を図ること。

(4)命と健康を守る国民健康保険・後期高齢者医療の運営

1. 「国保は助け合いの制度」ではなく、「社会保障制度」であることを市としても再認識すると

ともに県とも共有し、国民皆保険制度の要としての役割を果たす運営を行うこと。

2. 国保制度の都道府県単位化が行われたが、依然として保険料の被保険者の所得に対する負担は大きい。保険料を払うと生活できない、医療費が捻出できないなど本末転倒な事態が生まれている。住民の命と健康を守る保険者としての役割は変わらない。被保険者の負担を減らすよう国・県負担を増やすよう強く求めること。市としても保険者としての裁量を発揮し、一般会計からの繰り入れや均等割の減免などを行うこと。
3. 「払える資力があるのに払わない人」なのか、「収入が少ないために保険料を払えない人」なのかを丁寧に把握し、面会できない世帯に対しても機械的な資格証の交付をせず、短期証は郵送すること。
4. 払いたくても払えない生活困窮者には、滞納処分の執行停止をすること。福祉部門との連携で、生活保護など福祉施策への接続を確実にすること。
5. 高齢者を差別し、連続的な負担増をもたらす後期高齢者医療制度は廃止して、高齢者の医療受給権を保障する新たな高齢者医療制度を国に求めること。また、今後検討されている、窓口負担原則2割を中止するよう求めること。
6. 後期高齢者医療広域連合議会において、これ以上の保険料引き上げを行わないよう主張すること。
7. 加齢性難聴者の生活の質の向上や認知症予防などのために、補聴器購入に対する補助制度をつくることを国に求めること。また、市独自の補助を行うこと。

(5)医療と福祉の連携で安心の体制を

1. 新型コロナウイルス感染症対策の最前線で役割を發揮しなくてはならない保健所は、行財政改革による人員削減で、膨大な業務に取り組むには職員が不足し、本庁などからの一時的な異動や人材派遣に頼ることとなった。保健所の人員体制にかかる基準の提示と、体制確保のための財政措置を国に求めるとともに、市としても保健師などの専門職を増やし、ゆとりをもって危機にも対応できるよう体制を充実させること。
2. 新興感染症に対応できる検査体制を確立すること。
3. 介護・福祉事業所での感染症対策に欠かせない防護服をはじめ衛生用品が入手できないような事態を来さないよう、市として必要な衛生用品を確保し、事業者を支援すること。感染症拡大防止のための機器購入や設備の充実に向けた支援策を創設すること。
4. 介護・福祉事業所ごとに作成する感染症拡大防止のための職員や利用者の対応マニュアルについて、早急な作成とその徹底が求められることから、保健所から適切に指導・援助を行うこと。
5. 新型コロナウイルス感染症の感染が急速に拡大した際、全国で「医療崩壊の瀬戸際」という事態が起きた。市内医療機関でも危機的な事態が生じている。こうした医療の脆弱性は、病院のベッドを常にいっぱいにしないと経営が成り立たない診療報酬の設定など、国の新自由主義路線の下で、効率至上主義が推し進められ、医師、看護師の不足や、特に感染症専門の医師を減らしてきた結果である。この路線で、市民の命と健康が守られないことは明らかであり、国に対し医療費充実へ抜本的に政策を切り替えるよう求めること。
6. 政府が押し進める入院病床の削減は行わないよう、国、県、地域医療調整会議に要請すること。
7. 市立大津市民病院は、地方独立行政法人化したことが、市内での新型コロナウイルス感染症の対応においては、感染症病棟を保有する公的病院として最前線でその役割を發揮した。今回の経験を活かし、今後新たな感染症への対応も視野に入れながら、地域医療を守る役割を發揮できる

よう相応しい体制を整備するよう求めること。

8. 提供する医療の質の低下を招くことがないよう、職員の労働環境や処遇の改善と、効率優先ではない安全・安心の医療の提供を最優先にしたゆとりある運営を求めること。
9. 市は、病院設置者としての責任を果たすために必要な財政支援を行い、市民病院と連携して経営改善のための取り組みを強めること。

2. 地力と活力ある地域経済の発展を

(1)中小企業支援に本腰を

新型コロナウイルスの感染拡大による影響で、企業倒産の増加だけでなく、休廃業や解散に追い込まれる企業も大幅に増える可能性が指摘されている。その圧倒的多数は中小企業であり、経営者の高齢化や後継者難で事業継続が困難だったところに、コロナ禍が追い打ちをかけている。中小企業の経営と、働く人の雇用を守る対策を継続的に行うことが求められている。

1. 昨年 10 月の消費税率引き上げに加え、新型コロナウイルス感染拡大を受けて、リーマン・ショック時を超える大幅な経済の落ち込みを示している中、市民生活および生業を守る立場から、国に対し消費税引き下げとインボイス制度の導入中止を求めること。
2. アフターコロナの地域経済活性化の柱となる「中小企業振興条例」の早期制定に向け、職員自らが市内企業の状況把握に努めること。
3. 住宅等改修助成事業を、緊急経済対策として使いやすい制度に改善をして復活させること。
4. 近年、中小企業の休廃業が増加している。市内の中小企業に就職した新卒者に奨学金返済の一部免除を行うなど、思い切った手立てで、中小企業の後継者対策・人材育成に本腰を入れて取り組むこと。
5. 市民生活の維持向上のためには、持続可能な地域経済が欠かせない。市発注の公共工事は、地域経済の活性化と地元業者育成という観点から、市内の事業者優先して発注するよう、引き続き努めること。
6. コロナ禍でインバウンド頼みでは、真の経済成長にならないことが示された。痛手を被る大津市の観光振興に、市内や近隣府県からの観光誘客など、市内の各地域の特色を生かした取り組みで、観光事業を研究し推進すること。

(2)市民がいきいきと働けるように主体的取り組みを

1. サービス残業やパワハラなど違法行為の根絶へ、関係機関と連携して情報収集を行い、労働者への適切な情報提供に努めること。
2. 市内企業の解雇・人員整理については、事業者の社会的責任を求めるとともに、非正規から正規雇用への転換目標を設定し、正規雇用を拡大した企業を支援すること。
3. 過労死、過労自殺が依然としてなくなる。長時間労働を広げる労働法制の規定の撤廃を国に求めること。
4. 不安定雇用、無職者に精神疾患を患う人が増えていることから、安定的に働くことができる職場を抜本的に増やすため、ハローワークなどと連携して対策を検討すること。
5. 新型コロナ禍で解雇、賃金の未払いが発生している。休業補償の活用や一方的な首切りを行わないよう、事業者に対し啓発を強化すること。
6. 生活できる賃金をはじめ、人間らしく働くことのできる労働条件を保障する賃金下限規制を

伴った公契約条例を制定すること。また、労働者の待遇の悪化を招くことがないよう、指定管理料を低下させず、指定管理条件の適切な見直しを図ること。

(3)安全で美味しい農作物を大津市から

1. 世界的な新型コロナウイルス感染拡大で、食料の輸出規制に踏み切る国が相次ぐ中、6割以上が外国頼みという日本の食料供給の危うさがあらためて浮き彫りになっている。3月末に閣議決定した新たな「食料・農業・農村基本計画」は、各種貿易協定による農産物の輸入自由化を前提としており、食料自給率の向上を本気で実現するには、農政の根本的な転換が欠かせない。食料主権を回復し、各国の多様な農業が共存できる貿易ルールの確立を国に求めること。
2. 大規模化で競争力強化をという農政の下、中小の家族経営の多くが離農に追いやられ、本市でも耕作放棄地が広がっている。仰木の棚田に象徴されるように、そもそも日本の国土に大規模農業は適さない。中小・家族農業が日本の国土保全と食を支えてきた。多様な家族経営が維持できるよう、欧米諸国と比べて貧弱な価格保障や所得補償などを抜本的に充実することを国に求めること。
3. 果物や野菜のタネの自家増殖を禁止する種苗法改定案が継続審議となっている。改定案では、国に登録されている種苗（登録品種）について、農家の自家増殖を一律禁止し、自家増殖を行う場合は、育成者の許可と許諾料の支払いが生じる。自家増殖の一律禁止をやめ、在来品種の保全など多様な農業と食文化を守るよう、国に働きかけること。
4. 本市の農業は、担い手の減少・高齢化、後継者不足、農地に対する重税、厳しい農産物市場などにより危機的な状態にある。2015年に成立した都市農業振興基本法の意義を再確認し、実態に即した「地方計画」の策定を急ぐこと。
5. 「大津市農業振興ビジョン」は、2021年度からの第2期に向けた見直し時期となっている。安全・安心を求める消費者のニーズや、都市住民の中に強まる「田園回帰」の流れなど、農業を多面的に発展させる条件は十分にある。一部の「競争力のある経営」に頼ることなく、すべての農業者や地域住民、農村の役割に期待する多くの市民、豊かな自然や蓄積された技術・伝統などを活かした施策や事業を積極的に展開すること。
6. 市街化区域の乱開発が問題となっている。農地を守るために生産緑地制度の積極的活用を研究すること。
7. 新型コロナウイルス感染症対策で要請された一律休校や飲食・宿泊業の営業自粛によって、食材を納品する農家などの生産者も被害を受けた。今後も実態に応じ、速やかな補償など対策を行うこと。
8. 石川県羽咋市、千葉県いすみ市など、オーガニック農産物の学校給食への導入が少しずつ広がっている。消費者の関心も高く、オーガニック食材を学校給食に求める声は大きくなっている。学校給食の利用に向けて、無農薬・無化学肥料のオーガニック農産物の生産支援を拡充すること。
9. コロナ禍のもとで働き方に疑問を持ち、農林漁業に興味関心を寄せる人も増えている。一方で、高齢化と後継者難で廃業を余儀なくされる農業者が加速度的に増えることが予想されている。担い手の確保に向け、後継者のいない農家と新規就農者とのマッチングに積極的に取り組むこと。また、新規就農者が志半ばで離農することのないよう、地域や関係団体と協力し、継続した支援を行うこと。
10. 目先の効率や「安さ」を優先し、環境への負荷や食品ロスを前提にした食の供給や消費のあり

方の見直しが迫られている。化石燃料を多用する工業型農業や遠距離流通に頼らない、地産地消、地域の食文化の普及など、地域農産物の消費拡大の取り組みを広げること。

(4)公設地方卸売市場の整備あり方検討を

1. 民営化方針が示されて以降、手つかずの施設整備が課題となっている。特に、冷蔵冷凍設備の更新は先送りにできないことから、早急に方針を示し取り組むこと。
2. コロナ禍において、ますます卸売市場の公益性が必要とされている。引き続き、市民への安全な食の安定供給に向け、公の責任を果たすこと。

3. 一人ひとりの学びと育ちを保障する大津市を

(1)子どもの最善の利益を守り、成長を支える教育を

1. 子ども一人ひとりがかけがえのない存在であり、人間として尊重され、育まれる社会の形成を求めて、憲法と子どもの権利条約を活かした「子ども条例」の制定を検討すること。
2. 「子どもの権利条約」の精神に則り、子どもたちが自らの権利を理解し、行使できるよう、より具体的にわかりやすく学べる機会を確保すること。
3. 子どもを取りまく環境は悪化を続けており、貧困も深刻になっている。子どもたちが抱える問題も複雑・多様化しており、相談事業はいじめに特化せず子どもの困りごと悩みなどが、相談しやすい環境をつくり、庁内、学校現場、支援団体等と連携し、総合的に子どもを支え解決する体制づくりに取り組むこと。
4. 子どもたちへの日常的、継続的な相談、支援を行うために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの増員や、適切に福祉部局と連携がとれるようにするなど学校現場への支援を強めること。

(2)教職員の労働環境改善へ取り組みの強化を

1. 超過勤務を軽減・解消するために、業務の ICT 化や放課後の業務効率化などが行われているが、その成果を検証し必要な改善を図る予算の確保に努めること。
2. 新型コロナウイルス感染症対策のために、教員の負担が増大している。子どもたちのストレスも強く、子どもたちの健やかな学習活動と、子どもたちと向き合いふれあう教員の時間を保障することが切実に求められている。抜本的な解決策としての複数担任制の促進、教職員の大幅増員に継続的に取り組むこと。
3. 現場の実態に相応しい職員が配置されるよう、引き続き国・県に対して強く要望すること。
4. 保護者対応をはじめとした様々な学校課題については、個人任せにせず組織として課題解決に向けて取り組むことを原則とすること。また、法律相談やスクールロイヤーを配置した取り組みを検証し、適切に専門家の支援が得られるように体制整備を行うこと。

(3)教育権を保障する学校環境整備を

1. 行き届いた教育の保障のため、コロナ禍を乗り越えるためにも、市立小中学校での 20 人学級の早期実現に向けて、国・県に強く働きかけるとともに、施設改修、学校の分離・新設も含め、市独自の取り組みを強めること。
2. 新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐために、科学的な知見と最新の情報に基づき、市立小

中学校における適切な感染予防策を講じること。その際、子どもたちの成長段階に配慮し、過度な対策とならないよう現場の状況にあわせ、丁寧に対応すること。

3. 学校体育館の床や照明施設、清掃用具などの老朽化、不具合が散見される。定期的に学校巡回を行うことや、学校現場からの通報に速やかに対応すること。適切な改修、補充のために必要な予算を確保すること。また、避難所としての機能も必要であり、部局が連携して整備を進めること。
4. 小中学校は地域のまちづくりの重要な拠点であり、学校の適正化については、機械的に児童数の増減だけで判断するのではなく、将来的なまちづくりと地域の現状を踏まえ、住民と話し合いを重ねて、地域住民の納得のいく形で進めること。
5. 特別支援学校のマンモス化は深刻な状況が続いている。また、草津市への遠距離通学が子どもたちや家族の負担となっている。学習権、人権を保障するために、県に対し大津市南部に特別支援学校の新設を強く要望すること。また、大津市としても市立の特別支援学校の設置のため、国に支援を働きかけるなど必要な手立てを講じること。
6. 特別支援学級は、子どもたち一人ひとりの学習権を保障するために、速やかに現在の8:1の教員配置基準を、特別支援学校の教員配置6:1に改善するよう県に求めること。また障害の区分や支援の必要度など実態に即した適切な職員体制となるよう市独自で充実させること。
7. 医療的ケアが必要な児童生徒の教育を受ける権利を保障するために、教育委員会が責任を持って通学を保障し、等しく教育を受けられるよう福祉部局と連携し送迎の体制整備に取り組むこと。

(4)経済的格差を持ち込ませない教育へ

1. 子どもの貧困が広がり深刻になる中、どの子どもも等しく教育を受けることができるように、就学援助の基準を生活保護基準額の1.5倍に引き上げるとともに、国に対し国庫負担割合を増やすよう強く求めること。
2. 2021年度の就学援助費の入学準備金の支給額が引き上げられたが、速やかに国基準額まで引き上げること。
3. コロナ禍により経済的な困難に見舞われた市内在住の県内外私立小・中学校に通学する児童・生徒についても、市内公立小・中学校の児童・生徒と同様に、市の就学援助制度の対象とすること。
4. GIGAスクールなど教育へのICT技術の導入が進められようとしているが、オンラインへの対応やインターネット環境は家庭間で格差が大きい。家庭における格差を是正するための経済的、技術的な支援を行うこと。
5. 生活保護基準の見直しによって、家庭内学習に不可欠の参考書や問題集などの購入費用が学習支援費の対象から外された。教育を受ける権利を保障するため、国に対して復活を求めるとともに、クラブ活動費についても請求・支給漏れがないように、生活福祉課と連携し周知に努めること。
6. 小中学校における給食は教育の一環であり、食育の推進に重要な役割を担っている。献立は、地産地消を活かし、「食べたくなる」「おいしく食べる」「多様な食材を食べる」観点で、調理方法やメニューの工夫について、委託事業者の協力も得て調査研究を行い、安全・安心の美味しい給食が提供できるよう改善を図ること。
7. 子どもたちの成長・発達を保障するためにも、全国で取り組みが広がっている給食の無償化に

向けて検討を行うこと。

8. 経済的理由で進学を諦めることがないよう高校進学に伴う奨学資金制度を実施しているが、原資は一般会計でなく基金であるため、給与の対象は毎年 20 人まで、近年では 17 人程度に抑えられている。制度を市民に周知するとともに、一般会計から財源を投入し、必要な子どもが利用できるよう抜本的に制度を改善すること。
9. 教育は、教員と子どもとの人間的な触れ合いを通じて行われるもので、自由や自主性が保障されなければならない。この認識を共有し、教育委員会は管理や統制ではなく、各学校において民主的な運営が行えるよう、現場の教員の意見を尊重し、自主性を保障できる組織づくりへ支援を行うこと。

(5)豊かな放課後を保障する児童クラブを

1. 児童数の増大で狭隘化・過密化が深刻な児童クラブの施設改修は急務である。感染症対策も視野に入れ、増設、分離新設の予算を確保し、市が責任を持って進めること。またトイレ、手洗い場などのバリアフリー化や増設は、画一的な対応ではなく、子どもの人権を守る立場であり方を検討し、適切に整備すること。
2. 子どもたちの発達を保障する指導員の専門性を踏まえ、正規職員化に踏み出すこと。専門性の向上や豊かな保育実践、雇用継続のためにも、民間児童クラブも含めた研修体制を充実させ、参加を保障すること。
3. ガイドラインの配置人数を満たすための指導員を確保し、障がい児や課題を抱える児童、配慮の必要な児童も安心して過ごすことができるよう必要に応じて増員を進めること。
4. 会計年度任用職員制度の導入により、開所時間が短縮されたが、指導員の保育準備や研修の保障、保護者からの相談対応、小学校との連携などの時間を十分に確保し、保育の質を向上させるために、従前の 9 時 30 分～18 時に戻すこと。
5. 民間児童クラブの開設にあたっては、格差のない保育が実施できるよう、市の適切な指導と、運営に対する支援を行うこと。

(6)就学前保育・教育の質と水準の向上を

1. 市立幼稚園・保育園のあり方について方向性が示されることになるが、地域の子育て支援の拠点としての機能が発揮できるように、幼稚園・保育園は原則存続させること。人口減少が進んでいる地域については、比叡平地域の「やまのこひろば」や瀬田南地域の「みなみっこひろば」での実践を活かし、幼稚園・保育園の一体的整備を検討すること。
2. 待機児童解消を名目に、企業が経営する利益優先型の企業主導型保育事業や地域型保育事業など規制緩和された基準に基づく保育が展開されてきた。子どもの成長・発達を保障し、命を預かる保育施設は、認可保育園の整備を基本とすること。
3. 公立保育園は、保育の質の担保や地域の子育て支援拠点の役割を果たすなど大津の公的保育を支える重要な役割を担っている。民間保育園との連携を引き続き強化し、障がい児保育を含めた保育の質の向上のため、研修の充実と参加を保障する支援を強化すること。
4. 幼稚園・保育園での感染症対策のためにも各園に余裕を持った職員配置が求められる。養護教諭や用務員などの増員や保健師の巡回などの充実を行うこと。保育士不足を解消するため、保育士の労働条件の引き上げとあわせて、公定価格の引き上げを国に求めること。市としても保育士採用は正規職員を原則とし、公民格差を解消するための支援策を充実させること。

5. 公立幼稚園での3歳児保育の職員配置基準については、子どもの発達の観点から、保育園での3歳児保育の職員配置基準と同様の配置15:1にすること。
保育環境の充実のために、公立保育園の施設や設備の老朽化対策が喫緊の課題である。建替えも視野に入れた改修計画を策定し、必要な予算を確保すること。そのためにも公立保育園の施設改修・建替えのための国庫補助制度の復活を国に求めること。

(7)安心して子育てができる支援を

1. 子育てへの不安や心配に寄り添い、早期発見・早期対応のための相談・支援体制を常に検証し、充実させるとともに、いじめ相談対策推進室とも連携し、子どもから直接相談できる体制の強化と窓口の周知を行うこと。
2. 相談件数の増加に対応するため、子ども家庭相談室職員の処遇改善を図り、正規職員化、必要な人員の確保を計画的に進めること。また、保育士、保健師などの専門職の配置を進めること。
3. 無料や低額で利用できる子ども食堂の取り組みが市内各地域で広がっている。フードバンクの支援なども行われているが、県の補助事業が終了して財政的な課題が残されている。また、食事だけでなく、地域での遊びの場としてのプレイパークや学習などでもできる子どもの居場所づくりが、ボランティアやNPO法人などの取り組みによって進んできている。市として公共施設の活用、財政支援を積極的に行うこと。
4. 子どもの医療費助成制度の対象を中学校卒業まで広げるために、必要な予算を確保し、実現させること。また、国に対し制度の創設を求めるとともに、県に対し制度を拡充するよう強く求めること。
5. 子どもたち一人ひとりの発達を大切にする本市の乳幼児検診は、全国に先駆けて実施し、安心の子育てや子どもたちの健やかな成長に欠かせない事業である。市が直接実施することにより、疾病や発達障害等の早期発見、関係機関との連携による迅速で適切な対応が実現できている。子どもたちの健やかな成長に責任を果たす立場に立ち、保護者や関係者と共同して充実、発展させ、市が直営で継続すること。
6. 子ども発達支援センターの保健師や臨床心理士などの専門職の増員を図るとともに、中学卒業から18歳未満までの相談支援についても、継続した支援の仕組みを早急に構築すること。

4. 地方自治の本旨を貫き、市民に信頼される市政運営を

(1)憲法の基本原則を政治、暮らしに生かす

1. 憲法を順守し9条の精神にたち、近隣諸国との外交問題の「対話による平和的解決」を積極的に行うよう政府に求めること。
2. 「ふるさと都市大津」恒久平和都市宣言・全国平和市長会参加のまちとして、市民の生命・財産を守る立場から、核兵器のない世界の実現に向けて取り組みを強めるとともに、唯一の戦争被爆国として、一日も早い核兵器禁止条約の署名と批准を政府に求めること。また、平和意識の啓発の場を増やすこと。
3. 新型コロナウイルス感染症の感染予防と、暮らし応援、経済対策などにより地方自治体の財政は厳しい状況となっている。事業者の経営不振による税収減も見込まれ、地方自治体が主体性を持ち、市民の命・暮らし・生業を守るために安定した運営が行えるよう地方財政制度の改善を国に求めること。

4. 憲法第 99 条に規定する憲法擁護義務を負う立場に立ち、憲法を市政、市民サービスに生かすために、憲法の理念や内容を市役所全体で、常に意識し共有できるよう、啓発や職員研修などに取り組むこと。
5. 公文書は、健全な民主主義を支える住民共有の知的資源であり、市政運営について、現在および将来の市民に説明する責務が全うされるよう位置づけを明確にし、文書の作成および適正な管理や廃棄についても、ルールの明確化が必要である。公文書条例創設の検討や規定の見直しを本格的に行うこと。

(2)公的責任を果たす事業運営を

1. 本市事業のあらゆる分野で、現状把握、計画策定までコンサルタント会社に委託されている。全国一律のコンサルタント会社の限界も認識し、地域の実情を職員自らが把握し、市民の願いに応えるサービスを提供できるよう、適切な人員配置を行い職員の力量を育てること。
2. 計画から整備まで民間任せにする PPP/PFI 事業は、大企業に有利で市内業者の参入が難しく、地元貢献も期待できず、全国画一的で真に大津市のことを考えた事業とならない。公的責任を果たすためにも、新たな PFI は導入せず、市が主体性を持って各事業に取り組むこと。すでに開始された事業については、慎重な対応と契約の履行管理のためのモニタリングを市が責任を持って行うこと。
3. 戸籍住民課などの窓口業務をはじめ市の事務事業は、個人情報保護に努める役割を第一に、民間派遣・委託はせず、正規職員で対応すること。
4. 市民の安全・安心を最優先に、事業委託にあたっては、効率化や事業費削減ありきではなく、公的サービスとして適切な管理運営が行えるのかが問われる。公共施設の指定管理は、この間の状況も踏まえ、本来の施設の役割が果たされるよう、直営に戻すことを視野に管理のあり方を根本的に見直すこと。
5. 安易な包括的民間委託はやめ、必要に応じて業務ごとの委託を導入するなど、発注内容を確実にチェックできるようにすること。
6. 企業局では、工期短縮やコスト削減などの効果を見込み、施設整備にデザインビルド方式を導入しているが、設計・施工を丸投げすることで過大投資になったり、市のチェック機能が低下したりしないように、適切な市の関与を位置づけること。
7. ガス事業の官民連携出資会社による小売、緊急対応業務については、市民と築いてきた信頼を守りながら、安全・安心で継続したガス供給が行われるよう市が責任を果たすために、市民ニーズを市として積極的に把握してサービスの向上に取り組むこと。
8. ガス事業の運営について、運営権者の利益優先とならないよう、各サービス単価が適切に設定されるようにすること。また、市民福祉を守る立場から、業務ごとの効果やサービスへの影響をチェックするなど定期的な検証を行い、運営状況を市民に公開すること。
9. 市として持続的に責任あるモニタリングを行える職員の育成、配置をすること。

(3)働きがいのある公務職場を

1. 仕事の効率化や市民サービス向上のためとして AI や ICT の活用が進められているが、そうした先端技術は、職員の仕事の代替ではなく、あくまでもツールの一つであり、業務を補完するものである。未成熟な技術に飛びつくのではなく、課題の解決には、必要な人員・体制を充実させること。

2. 会計年度任用職員制度により、これまでグレーゾーンに置かれていた非正規雇用が合法化された。本市では今年度から導入されたが、住民の命と暮らしを支える恒常的な業務は地方公務員法の原則通り、正規職員として採用すること。
3. 市民と向き合うコミュニケーションを基本とする公務労働は、民間とは質の異なるものであり、人事評価を給与に反映させないこと。
4. 計画的な人材育成と採用で、市民サービスを担うにふさわしい職員定数の増員を図ること。企業局も含め、市民対応、現場対応を自らの判断で行えるよう、マニュアルに頼らない専門職として、技術のみならず知識や経験を継承できるよう計画的な職員養成を進めること。
5. 複雑で困難な課題を抱える市民に寄り添い丁寧に課題解決への支援を行うために、実態を把握し専門的知識を有する福祉専門職の雇用と育成に取り組むこと。

(4)市民の命と財産を守る防災対策の強化を

1. 自然災害の頻発により、被害も複雑化、甚大化している。市民の命や財産を守る災害に強いまちづくりがますます重要になっている。そのためには市民の理解と協力が不可欠である。各学区や自治会の自主防災組織の強化に向けて、市民への周知啓発を工夫するとともに、地域の取り組みを支援する補助制度の新設検討・拡充を積極的に行うこと。
2. すべての学区で地区防災計画が作成できるよう支援を強めるとともに、すでに作成した学区でも新型コロナウイルスなど感染症対策を盛り込み、充実できるよう支援すること。
3. 災害時の要援護者支援を強化するため、障がい者の個別支援計画の作成を進め、地域や事業所との連携を進めること。また、災害時を想定した福祉避難所の施設の改善など、平時から体制を整備すること。
4. 大規模盛土造成地分布マップだけでなく、宅地の液状化被害可能性マップも公表すること。また、危険地域への周知とともに、専門家の協力を得ながら市と市民が対策について協議できる仕組みをつくること。
5. 防災マップや防災アプリの活用で、地域の危険個所の把握など、日常的に防災・減災が意識できるよう、有効活用を検討すること。
6. 新型コロナウイルス感染拡大時の分散避難など、災害の種類に応じた適切な避難行動に役立つパンフレットを作成すること。
7. 自治会未加入世帯に対しても、防災対策の必要性について啓発・周知できるよう対策を講じること。
8. 地域の防災拠点である市民センターの整備や機能の強化を行うこと。
9. 新型コロナウイルスをはじめ感染症拡大期の分散避難にも対応できるよう、民間宿泊施設の利用も含め、避難所を計画的に増やすこと。
10. 地域の誰をも受け入れられるよう、指定避難所のバリアフリー化を早急に進めると同時に、福祉避難所の増設と受け入れ体制の充実、環境整備に取り組むこと。また、太陽光発電など自家発電設備の充実を図ること。
11. 避難所となる体育館が、避難所としての機能を果たせるよう設備も含めた施設の整備基準が必要であり、国に対し速やかに対応するよう強く求めるとともに、市として非常時に備え必要な施設管理や整備を行うこと。また、熱中症対策の観点からも常設の空調設備設置に、早急に取り組むこと。
12. 大規模な停電や道路の寸断によって被災者の把握すら困難となることが予想される。最悪の場

合を想定した対応策を検討すること。特に、災害弱者に適切な時期に情報を伝えることは重要であり、伝達手段の強化に取り組むこと。

13. がけ崩れや河川氾濫、液状化被害などの危険箇所の点検と対策、観測体制と災害情報発信体制の強化を図ること。
14. これまでの予想をはるかに超える集中豪雨が頻発している。パトロールの強化と地域要望に沿い、側溝整備、調整池の整備を行うこと。
15. 大戸川流域については、ダムに頼るのではなく、引き続き計画的な河川の整備・改修を行うとともに、日常的な維持管理の実施を県に求めること。
16. ヨウ素剤の配布について、国、県からの指示を待たずに具体的に検討すること。

5. 歴史・自然環境を生かし、文化の発展で魅力あるまちづくりを

(1)地球温暖化防止と安全なエネルギーの地産地消を

1. 原発は、市民の安全・安心な暮らしを脅かすものであり、福島第一原発事故後の処理費用が膨らみ続けていることに示されるように、そのコストは甚大である。発電のうち二酸化炭素の排出量が最も多い石炭火力発電も地球温暖化の重大な原因となっている。石炭火力発電の全廃に取り組むとともに、原発依存のエネルギー政策を見直し、再生可能エネルギーを中心とした新しいエネルギー政策への転換を国に求めること。
2. 政府や大手電力会社は、原発・石炭火力発電を温存し、再生可能エネルギー普及にブレーキをかける施策を進めている。CO2削減に逆行する「容量市場」の見直しを国に求めること。
3. 昨今の未曾有の災害では広域に及ぶ大規模停電が懸念され、エネルギーの一刻も早い復旧が課題である。地球環境保全のみならず、防災の面からも、大津市の気候や風土にふさわしい地産地消の再生エネルギーを探求すること。また、太陽光パネルだけでなく、再エネや省エネ設備の設置への補助制度の創設を検討すること。
4. 2018年4月に「大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例」が施行されたが、周辺地域の住民からは今なお、不安の声が寄せられている。課題を検証し、実効性ある条例とするために必要な条例改正を行うこと。

(2)自然にも暮らしにも優しいごみ行政の推進を

1. プラスチックごみや有害物質の発生など地球環境、生態系の破壊がますます深刻になっている。2021年環境美化センター、2022年北部クリーンセンターと、二つのごみ処理施設が新規稼働予定である。どちらもサーマルリサイクルが最大の特徴であるが、燃やすことで地球温暖化を促進するCO2が排出されることには変わらない。プラスチックごみの減量、リサイクルの強化に積極的に取り組むこと。
2. 全国でレジ袋の有料化が始まったが、レジ袋が手に入らなくなったことで、生ごみ入れのビニール袋を購入している市民もいる。新聞紙などを使用したゴミ袋の紹介など、プラスチック使用削減につながるよう啓発に努めること。
3. 指定ごみ袋がいつそう環境に考慮したものとなるよう、バイオマスプラスチック化など素材の見直しを検討すること。
4. 集積所の新たな設置場所の選定には、大変な困難を伴う。設置にあたっては自治会任せにせず、各担当課の調整も含め、積極的な支援を行うこと。

5. 多発する自然災害による瓦礫など、ごみの搬出・処分については、自己負担とならないよう、市の事業として支援すること。また、災害後はごみコールセンターもつながりにくい。支所やホームページ、ごみ分別アプリ、広報車などを使用し広報や啓発に努めること。
6. 産業廃棄物・不法投棄対策として、許可を受けて搬入している事業所に対し、引き続き展開検査を実施させ、市としては立ち入り調査を強化すること。引き続き、搬出事業所、期間、量、含有物質など厳格にチェックすること。
7. 産業廃棄物処理場など施設建設に伴う開発事業の変更・拡大にあつては、周辺地域住民や団体に対し、事前にその内容について情報を公開すること。また、他府県との境界をまたぐトラブルについては、隣接自治体と丁寧な協議に努め、住民からの要望に真摯に対応すること。

(3)豊かな自然を支える森林整備を

1. 森林整備基金が創設された。基金設置の目的である森林整備は、森林の公共的・多面的機能を踏まえた、長期間の森林づくりを視野に入れなければならない。国の進める大規模集約化では、小規模な家族経営の林業者は切り捨てられ、効率性を重視すれば対象となる範囲の木をすべて切り取ってしまう皆伐で環境破壊も懸念される。琵琶湖の環境を守ることや、防災上の観点からも、大津の気候・風土にあった森林整備のあり方を探求していくこと。特に、地域の活性化に役割を果たし持続的な森林経営を目指す自伐型林業の調査研究に取り組むこと。
2. 森林所有者への意向調査にあたっては、一律に意欲が低いと決めつけることのないよう、実施に際しては、憲法の保障する財産権や営業の自由を侵害しないよう取り組むこと。
3. 森林保全の「担い手」を育成する立場から、深刻な労働災害のリスクが高い林業労働者の労働実態の把握に努めること。
4. 林業就業者の育成、森林組合などの林業事業体等の経営活性化を図る観点から、必要な研修や技能習得に対する給付金制度などの創設を検討すること。

(4)安全・安心のまちづくりを

1. 民間事業者による開発事業の許可にあたっては、災害防止のためにも許可基準の見直しや、許可された計画通りに進められるよう指導・監督の判断基準の明確化など、引き続き検討、体制の強化を図ること。
2. 視覚障がい者等の安全通行のために、点字ブロック、誘導用線ブロックなどの敷設を計画的に実施すること。
3. 子どもや交通弱者の目線に立った車両への注意を促す標識や看板の設置などを早急に進めること。高齢者や子どもにも認識できるよう、視覚的に危険を知らせるなど表示を工夫すること。
4. 通学途上での事故を防ぐために、通学路の道路構造や施設などのハード面の改修とあわせて、関係機関と連携して運転手の意識啓発、パトロールの強化や身の安全を守る講習の機会、地域の見守り活動などのソフト面も同時に推進すること。
5. 交通渋滞などで救急車や消防車が立ち往生しないように、渋滞が常態化している道路や車の離合が困難な道路など、県とも協力し、交通環境の改善に取り組むこと。
6. 大津駅ビルへのエレベーターの設置について、引き続き JR や事業者と協議し、早急な実現に向けて取り組むこと。
7. 改修計画に含まれていない一般橋梁についても、定期点検を実施し、適切な修繕・管理を行うこと。

8. 公園のトイレについては、公園利用者だけでなく「公衆トイレ」としての役割を持っている。老朽化したトイレの改修とともに、洋式化の推進や身障者用のトイレなどを整備すること。
9. 市街地農地を保全するため、周辺の環境や景観の維持など市街化調整区域における規制・誘導策の導入を検討すること。
10. 家賃補助や住宅改修など定住促進事業を拡充し、部局横断的に大津市の魅力を活かした地域振興策でIターン、Uターンを呼び込むために引き続き取り組むこと。
11. 空き家を整備し、市外からの転入者の増加や、若年者や低所得者、住宅弱者の住まい確保につながるためのマッチング制度をつくること。
12. 自衛隊航空機の飛行や武装自衛官の市街地行軍訓練などの基地外での演習行為が市民に不安を与えている。市民の安全・安心の暮らしを守り平穏な生活を守る観点から、自治体としてきっぱりと中止を求めること。

(5)豊かな市民生活を育む文化施策の充実を

1. 公民館は、生涯学習の場であるとともに、その地域での「まちづくり」「コミュニティづくり」の拠点となっている。社会教育法に基づく市民の学ぶ権利と自由を保障するため、コミュニティセンター条例の附則で規定したコミュニティセンター移行への期限を撤廃し、社会教育を保障する責任を果たすこと。
2. 老朽化している公民館の施設改修や設備・備品の計画的な修理を行うとともに、緊急の修繕にも迅速に対応をすること。
3. 市民が気軽・快適に文化・芸術に親しめるように、市民会館など文化施設のバリアフリー化など市民の声を反映して、速やかに適切な改修を行うこと。
4. 「大津市スポーツ推進計画」に基づき、市民の各世代にわたるスポーツ活動を支援する取り組みを充実させるとともに、地域で実施されるスポーツ事業についても市全体の取り組みとして積極的に拡充すること。また、障がい者のスポーツへの参加機会を増やすためにも、当事者の意見を反映させ、市民誰もがスポーツに親しみ楽しむことができるよう環境の整備に、引き続き努めること。
5. 市内公共施設の施設利用料の値上げにより市民の活動や利用が制限されることがあってはならず、設定にあたっては、幅広い市民の活用を促し、利用活性化につながるように料金体系、減免措置などの見直しを図ること。
6. 市立図書館の施設の老朽化、書庫不足は深刻化する一方である。早急に書籍の適正管理のための対策に取り組むとともに、老朽化した施設の改修の計画を作成し、必要な予算確保に努めること。
7. 図書購入費を増額するとともに、図書館司書の確保は嘱託ではなく資格を有する正規での職員配置を行うこと。
8. コロナ禍を契機に電子図書が導入されるが、電子図書は経常経費をはじめ多額の費用を要するため、今後の運用にあたっては、従前からのサービスや事業に影響が及ばないよう必要な予算を確保すること。
9. 図書の貸し出しを補う移動図書館の巡回場所を増やすこと。

6. 市民の声を生かし、誰もが自分らしく暮らせる共生社会を

(1)多様性を認め合う共生社会を

1. 選択的夫婦別姓を実現する民法改正を速やかに行うこととあわせ、女性のみ課せられた再婚禁止期間、婚外子差別規定など、民法・戸籍法などに残る時代遅れの差別的な条項をなくすよう、国に求めること。
2. 強姦性交等罪の「暴行・脅迫要件」を撤廃し、子どもが被害者の場合は時効を停止するなどの、刑法の性犯罪規定の抜本改正を国に求めること。
3. LGBT・性的マイノリティの人たちへの差別解消や支援の推進等、一人ひとりの人格と個性が尊重される大津市をつくること求められる。課題の解決および積極的な施策を推進すること。
4. 新型コロナウイルス感染症の不安が広がる中、感染者に対する差別が社会問題となっている。誰にでも感染の可能性がある、市として感染者を守る姿勢を明確に示し、啓発に努めること。
5. 人種差別やヘイトスピーチなど民族差別を許さない取り組みを強めること。
6. 大津市において、外国人の人権、労働者としての権利を守る体制を早急に確立すること。

(2)どこに住んでも生き生きと暮らせる大津市を

1. 拠点地域に人口を集中させる政策は、それ以外の地域の過疎化だけでなく、周辺環境の荒廃にもつながる。また、公共施設は市民の財産でもある。公共施設マネジメントは数値目標ありきではなく、市内のどこに住んでも安心して暮らせるまちづくりを進める観点に立ち、耐震化や長寿命化を基本に、安易に施設を縮小・廃止して市民サービスを低下させることのないよう、地域ごとに時間をかけて市民と協議し、必要な施設は増設、整備を進めていくこと。
2. 市はこれまで、どの地域に暮らしても、同様のサービスが提供されるよう、すべての学区に支所・防災・公民館・地域自治機能を持たせた市民センターを配置し、まちづくりを進めてきた。とりわけ支所および支所職員は、行政の窓口サービスのみならず、他の機能を円滑に進める役割を果たしており、新型コロナ禍においてもその役割の大きさが示された。将来にわたり 36 学区すべての支所を残し、サービスが低下することがないよう必要な職員を配置し、たちまち、兼務になっている次長職を各支所に配置すること。
3. 市の各種手続きについて市民が利用しやすいように、ワンストップサービス実現に取り組むこと。また、合理的配慮に基づく相談窓口の設置、設備の改善を進めること。
4. 市民誰もが、どこに住んでいても安心して暮らし続けられるように、「移動権」を確保するための交通体系を整備する責任を果たし、バス路線の維持、コミュニティバスやデマンドタクシーの導入など交通弱者を解消する具体的な取り組みを進めること。そのための予算を抜本的に拡充すること。
5. 住民の助け合いによる移動支援事業が実施されているが、担い手の高齢化で継続が困難となっている。市民と行政の協働の取り組みとして、事業に対する財政的な支援制度の創設と、担い手づくりも支援を検討すること。
6. 高齢者が運転免許証を自主返納しやすいよう、市独自の支援制度を創設すること。
7. 安全が確立していない自動運転バス実証実験は、参加を中止すること。
8. 乗客の安全確保や利便のためにも駅員の複数配置を JR に求めること。また、ホーム転落防止柵の設置、トイレの整備、駐輪場の設置、施設のバリアフリー化を求めること。
9. 近江舞子駅など、志賀地域にある JR 駅は、市としてバリアフリー基本構想に位置づけるとともに、JR の負担分を市が予算化して年次的にエレベーター設置の取り組みを進めること。

(3)ICT 導入は個人情報の保護を最優先に

1. 「マイナンバーカード」を取得した市民は 16%（2020 年 8 月 1 日現在）に留まっており、システムトラブルが連続して発生するなど市民が不便を被っている。市民の人権を守る観点からも、国に対しマイナンバー制度の廃止を求めること。
2. 多分野の個人情報を本人の意志とかかわらず、マイナンバーに紐付けして利用することは、重大なプライバシー権の侵害問題である。市民の個人情報を守る立場に立ち、市独自の新たな情報の紐付けは行わないこと。
3. 市民への情報提供や申請手続きに AI や電子申請などデジタルの活用が進められているが、利用する環境にない市民を置き去りにして不利益・不平等をもたらさないようにすること。合理的配慮として、電子申請だけでなく書類申請も認めること。

(4)主権者として市民の政治、まちづくりへの参加促進を

1. 投票率の向上と参政権の保障はもとより、新型コロナウイルスの感染拡大下での選挙も視野に入れ、引き続き利便性の良い場所で投票ができるよう、期日前投票所の増設に取り組むこと。
2. 在宅の要介護者が増えていくことが想定されることから、投票所のバリアフリー化の推進とあわせて、移動支援や移動投票所など投票環境の改善を検討すること。郵便投票対象者の要件緩和を国に求め、広報を強めること。
3. 若者が主権者として政治に関心を持ち、自覚的に選挙権を行使できるように、義務教育の時期から、主権者としての自覚と成長を支える教育を、市議会との連携をはじめ具体的に実施すること。
4. すべてのパブリックコメントについて、各支所でも閲覧ができるように努めること。引き続き市民への周知を強めること。
5. コミュニティセンターの運営を行うまちづくり協議会の設置は、住民の自主的、民主的判断で決定されるものであり、期限を設定して協議会を設立させるようなことはしないこと。その運営に対しては、地域自治を尊重しながら必要な支援を行い、「行政の下請け」としないように、市の役割を憲法および地方自治法に基づいて明確にし、責任を果たすこと。
6. 自治会活動や地域の自主防災活動など地域活動の拠点として自治会館の役割も増していく。このことから「ふれあいの家（自治会館）設置事業費補助金制度」の新築・建替えなどの補助金額の増額を行うこと。
7. 自衛隊の住民基本台帳の閲覧にあたっては、ルールを厳格化し、職員の立ち合いを徹底すること。引き続き、対象となる年齢者の名簿の抽出や、紙媒体やデータ等での提供を行わないこと。

日本共産党大津市会議員団

大津市御陵町3-1 大津市役所内 日本共産党議員団控室

電 話：077-528-2842（直通）

F A X：077-524-5613

市議会議員	柏木敬友子
市議会議員	小島 義雄
市議会議員	杉浦 智子
市議会議員	立道 秀彦
市議会議員	林 まり